

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月24日
【会社名】	シーケーディ株式会社
【英訳名】	C K D C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶本 一典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当する事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市応時二丁目250番地
【縦覧に供する場所】	シーケーディ株式会社東京支店 (東京都港区浜松町一丁目31番1号(文化放送メディアプラス)) シーケーディ株式会社大阪支店 (大阪市西区土佐堀一丁目3番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長梶本一典は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があるなど、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、平成22年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、連結売上高の金額が高い会社から合算していき、その概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点について、事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスは、個別に評価の対象に追加しております。

評価に当たっては、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。